# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 12 | 介護保険関係事務　基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 大村市は、介護保険関係事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。 | |
| 特記事項 | なし |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 長崎県大村市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和1年6月27日 |

［平成31年1月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 介護保険関係事務 |
| ②事務の概要 | 大村市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、また、40歳以上65歳未満で老化に伴う病気（特定疾病）により介護や支援が必要になった方を第2号被保険者として管理し、介護保険に係る保険給付及び保険料の徴収等に関し、主に以下の事務を行う。<br>①被保険者の資格に係る事務として、主に住民票の異動に伴う資格取得・喪失の異動を行う。<br>②資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。<br>③第1号被保険者本人の所得や世帯の市民税課税状況等の算定基礎情報をもとに保険料額を決定し、納付義務者に決定・納付通知を行う。<br>④特別徴収（年金からの天引き）、普通徴収（納付書での自主納付、口座振替）の方法により保険料を徴収する。<br>⑤要介護認定申請を受付け、訪問調査、主治医意見書作成依頼、認定審査会を実施し、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に分けて認定し、その結果を通知する。<br>⑥高額介護サービス費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分について支給する。 |
| ③システムの名称 | 1. 介護保険システムMCWEL<br>2. MICJET番号連携サーバ<br>3. 中間サーバ |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 介護保険関係事務 |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項に規定（別表第一　六十八） |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　]　　＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・特定個人情報の照会<br>〇番号法19条第7号　別表第二<br>　93、94の項<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令46、47の条<br>・特定個人情報の提供<br>　番号法19条第7号　別表第二<br>1、2,、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、117の,項<br>〇番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令<br>2、3、6、19、25、30、32、33、43、47の条 |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 大村市福祉保健部長寿介護課 |
| ②所属長の役職名 | 長寿介護課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 大村市福祉保健部長寿介護課<br>〒856-0832長崎県大村市本町458番地2　中心市街地複合ビル2階<br>電話番号0957-20-7301 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 大村市福祉保健部長寿介護課<br>〒856-0832長崎県大村市本町458番地2　中心市街地複合ビル2階<br>電話番号0957-20-7301 |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 平成31年4月30日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和1年5月30日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | [ ]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | [ ]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | [ ]接続しない（入手） | [ ]接続しない（提供） |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 監査** | | |
| 実施の有無 | [ ] 自己点検 | [ ] 内部監査 [ ○ ] 外部監査 |
| **9. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和1年6月1日 | Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か | 平成29年7月31日時点 | 平成31年4月30日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か | 平成29年7月31日時点 | 令和1年5月30日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | Ⅰ関連情報2. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名 | 山下　志朗 | 長寿介護課長 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |